

# 時津中央第2土地区画整理事業だより NO.33

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-2211

FAX：095-882-5648

E-mail：[kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp](mailto:kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp)

## 【1. 審議会委員の立候補届受付について】

### 審議会委員の立候補届を受け付けます。

- 受付期間：平成27年12月8日（火）～12月17日（木）  
土曜日、日曜日も立候補届を受け付けます。
- 受付時間：午前8時45分～午後5時30分
- 受付場所：時津町役場 建設部 区画整理課

時津中央第2土地区画整理審議会委員選挙については、選挙人名簿の縦覧を終え、縦覧期間中の異議申出はありませんでしたので、12月7日（月）に選挙人（立候補、投票を行うことができる個人または法人）を確定する予定です。

審議会委員は、選挙人の中から選挙により選びますので、12月8日（火）から12月17日（木）まで立候補届を受け付けます。

立候補は自薦・推薦を問いませんが、期間内に以下の届出をお忘れにならないようご注意ください。※立候補届関係の書類は役場区画整理課に用意してあります。

☆「立候補届」・・・自ら立候補する場合に提出

☆「立候補推薦届」・・・他の選挙人を候補者に推薦する場合に提出（候補者の承諾書が必要）

なお、選挙で選ばれる審議会委員の人数は以下のとおりです。

◎「宅地所有者から選ばれる委員」・・・7人

◎「借地権者から選ばれる委員」・・・1人

#### 《立候補推薦届に際しての注意事項》

「立候補推薦届」においては、宅地の所有者は借地権者委員の推薦人になることはできず、借地権者は宅地の所有者委員の推薦人になることはできません。

## 【2. 今後の選挙日程について】

12月 7日（月）【選挙人名簿確定の公告・選挙すべき委員の数の公告】

**12月 8日（火）【審議会委員立候補届受付開始日】**

**12月17日（木）【審議会委員立候補届受付終了日】**

12月18日（金）【審議会委員候補者の氏名・住所の公告】

※審議会委員の候補者が定数を超えない場合は、選挙は行われません。

1月 7日（木）【選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告】

1月17日（日）【審議会委員選挙投票日】

1月18日（月）【当選人の公告】

※今回お知らせした内容は、で表している部分です。

### 【3. 審議会委員立候補及び選挙に関するQ & A】

**Q：被選挙権の制限はありますか。**

A：選挙期日において、次のうちいずれかに該当する場合、被選挙権はありません。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

**Q：不在者投票や期日前投票はできますか。**

A：審議会委員選挙において不在者投票や期日前投票はできません。

**Q：代理投票はできますか。**

A：代理投票はできません。

**Q：投票日までに土地を売却しても投票できますか。**

A：選挙期日までに所有権の移転や借地権の消滅があった場合は、投票できません。

※区画整理地内に複数の土地をお持ちの場合、所有権の移転が一部にとどまる場合は投票できる場合があります。

### 【4. 元村2公民館が移転しています】

元村2公民館が移転し、スカイタウン内の松山児童遊園地横（スカイタウン側の松尾神社下）に仮設公民館が建設されていますのでご案内します。

